

嘉川自治連合会規約

(目的)

第1条 この会は、住みよい嘉川地域を創造するため、自治会及び各種活動団体と連携し、地域の調和のとれた発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉活動の促進、子育てや青少年育成、文化・教養の向上に関すること。
- (2) 地域環境の保持・改善、防災体制の確立等を含めた総合的なまちづくり計画に関すること。
- (3) その他地域の活性化に必要な施策に関すること。

(名称及び所在地)

第3条 この会は、嘉川自治連合会と言い、事務所を嘉川地域交流センター内に置く。

(組織)

第4条 この会は、嘉川地域住民及びこの会に賛同する団体をもって組織し、次の各号から選ばれた委員で運営する。

- (1) 自治会長
- (2) 地域づくり活動団体の代表者
- (3) 地域づくり経験者

2 前項に掲げる者のうち、その役職により選ばれた委員は、退任と同時にその職を失う。但し、役員については、この限りでない。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 監 事 2名

(選任)

第6条 この会の役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長・副会長は、理事の互選とする。
- (2) 理事・監事は、総会において委員の中から選任する。

(任務)

第7条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、重要案件を審議するとともにこの会の業務を執行する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び理事会とし議長は会長が指名する。

2 総会は、毎年1回以上開き、次の事項を議決する。

(1) 第2条に掲げる事業に関すること。

(2) 年度の予算及び決算。

(3) 規約の改廃。

(4) その他、会長が必要と認めた事項。

3 理事会は、会長が必要と認めた場合を開き、この会の事業の執行などについて協議する。

4 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(部会)

第11条 この会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会には、部会委員の互選により部会長・副部会長を置くことができる。

4 部会長は、部会を統括し、副部会長は、部会長を補佐する。

5 部会委員は、部会に属する事項を調査審議し、この会の決定した事項の推進にあたる。

6 部会の会議は、部会長が招集し、議事は部会長が行う。

(自主防災本部)

第12条 この会は、自主防災活動を行うため、自主防災本部を置く。設置に係る要綱は別に定める。

(協力)

第13条 この会は、事業を遂行するために必要がある場合は、関係者に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第14条 この会の庶務を処理するため、事務局を置くことができる。

事務局の設置に必要なことは、会長が理事会に諮って定める。

(資金)

第15条 この会の経費は、町内負担金・助成金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

(附 則)

- 1 この規約は、昭和40年10月1日から施行する。
- 2 この改正規約は、昭和51年5月20日から施行する。
- 3 この改正規約は、平成3年4月1日から施行する。
- 4 この改正規約は、平成7年7月1日から施行する。但し、役員については、今期（平成6年4月1日から2年）に限り、会長・副会長及び既設部会長・副部会長をもって理事とする。
- 5 この改正規約は、平成9年4月1日から施行する。（理事1名増）
- 6 この改正規約は、平成10年5月23日から施行する（理事3名）
- 7 この改正規約は、平成12年5月21日から施行する（理事）
- 8 この改正規約は、平成14年5月11日から施行する。（名称）
- 9 この改正規約は、平成16年5月9日から施行する。（第5条副会長3名）
- 10 この改正規約は、平成20年5月10日から施行する。（第1条、第2条）
（副会長4名、理事20）
- 11 この改正規約は、平成22年5月15日から施行する。
（名称、第3条、第5条理事25名以内、第10条事業の執行）
- 12 この改正規約は、平成24年5月19日から施行する。
（役員、第5条理事30名以内 会議 第10条）
- 13 この改正規約は、平成27年5月16日から施行する。
（役員、第5条理事40名以内）
- 14 この改正規約は、令和2年5月22日から施行する。
（名称及び所在地、第3条 組織、第4条 役員、第5条 部会、第11条 自主防災本部、新第12条 現12条から第16条までを1条ずつ繰り下げ）

嘉川自治連合会規約の改正

- 1 名称は、地域住民に馴染みがあり、市の団体表記も考慮し、「(地域づくり協議会)」を省略して、「嘉川自治連合会」とする。

(名称及び所在地)

第3条 この会は、嘉川自治連合会と言い、事務所を嘉川地域交流センター内に置く。

- 2 組織の構成員は、目的及び事業を考慮して「地域住民及び賛同団体」とし、委員を選出する団体等を実情に合った名称とする。

(組織)

第4条 この会は、嘉川地域住民及びこの会に賛同する団体をもって組織し、次の各号から選ばれた委員で運営する。

- (1) 自治会長
- (2) 地域づくり活動団体の代表者
- (3) 地域づくり経験者

現行

この会は、次の各号から選ばれた委員で組織する。

自治会の代表者
公共的団体組織の代表者
有識者

- 3 役員の理事の定数は、「40名」から「15名」とする。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (3) 理 事 15名以内

- 4 部会には、部会長・副部会長を「置く」から「置くことができる」とする。
部会の会議の招集は、実情に合った形で「会長」から「部会長」とする。

(部会)

第11条 この会は、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会には、部会委員の互選により部会長・副部会長を置くことができる。

6 部会の会議は、部会長が招集し、議事は部会長が行う。

- 5 自主防災活動を行う「自主防災本部」を設置するため、第12条から16条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に、次の1条を加える。

(自主防災本部)

第12条 この会は、自主防災活動を行うため、自主防災本部を置く。設置に係る要綱は別に定める。